

春の火災予防運動

4月20日(木)～30日(日)

春先は、空気が乾燥し風の強い日が多く、最も火災が発生しやすい時期です。この期間の火災の発生を防止し、死傷事故や財産の損失を防ぐことを目的として、全道一斉に「春の火災予防運動」が行われます。運動期間中には、消防団による火災予防パレードが実施されます。

野火にも注意しましょう！

例年、この時期になると野火が多く発生します。原因の多くは、ごみ焼き、たばこのポイ捨て、火遊びによる人的原因によるものです。ちよつとした不注意から大きな火災になりますので、絶対に行わないようにしましょう。

また、営農に関する枯草、作物の殻焼きなどを行う場合には、事前に消防署訓子府支署に届け出を行ってから実施して

■問合せ 消防署訓子府支署 (☎47-2419)

火の用心

火の用心 7つのポイント

- ①家のまわりに燃えやすいものを置かない
- ②寝たばこやたばこの投げ捨てはしない
- ③揚げ物をするときは、その場を離れない
- ④風の強いときは、焚き火をしない
- ⑤子どもには、マッチやライターで遊ばせない
- ⑥電気器具は正しく使い、たこ足配線はしない
- ⑦ストーブには、燃えやすいものを近づけない

大きい。火が消えるまではその場から離れず、消火の準備を行い、火災にならないように注意しましょう。

児童扶養手当や特別児童扶養手当などの支給額が改定されました

ひとり親家庭や重度障がいのある方、その保護者の方に対し、児童扶養手当や特別児童扶養手当などの手当が支給されていますが、平成29年4月から物価指数の変動などにより、支給額が減額となりました。

■児童扶養手当

父母の離婚などにより、ひとり親で児童を養育している方などに支給される手当です。

■特別児童扶養手当

20歳未満の精神または身体に障がいのある児童を養育している方に支給される手当です。

■特別障害者手当

20歳以上で重度の障がいがあるため、日常生活において常時介護を必要とする障がい者本人に支給される手当です。

■障害児福祉手当

20歳未満で重度障がいがあるため、日常生活において常時介護を必要とする障がい児本人に支給される手当です。

■福祉手当(経過措置分)

昭和61年3月末日まで福祉手当を受給していた20歳以上の方で、特別障害者手当・障害基礎年金のいずれの支給も受けられなかった本人に支給される手当です。

平成29年4月分から支給額が減額となりました

手当の種類	平成29年3月分まで		平成29年4月分から	
	全額支給額	所得により支給制限を受ける場合の支給額	全額支給額	所得により支給制限を受ける場合の支給額
児童扶養手当	(児童が1人の場合)	42,330円	42,320円	42,280円
	(児童が2人の場合)	10,000円を加算	9,990円を加算	9,980円を加算
	(児童が3人目以降)	以降1人増すごとに6,000円を加算	5,990円を加算	5,980円を加算
特別児童扶養手当(1級)		51,500円		51,450円
特別児童扶養手当(2級)		34,300円		34,270円
特別障害者手当		26,830円		26,810円
障害児福祉手当		14,600円		14,580円
福祉手当(経過措置分)		14,600円		14,580円

※前年の所得が一定の額を超えた場合は、支給が停止されることがあります。

■問合せ 福祉保健課社会福祉係 (☎47-5555) 総合福祉センター 窓口7番

開発行為の事前協議

無秩序な開発を防止し、健全な生活環境を守るため、開発区域の面積が2,000㎡以上1万㎡(1ha)未満の開発行為を行うとき、事業主は、町の定める要綱に基づき事前協議をしなければなりません。

建築物の確認申請

次の地域で建築物の新築、増改築、移転、大規模改修などを行う場合には、建築確認申請が必要ですが、増改築または移転で10㎡以内であれば必要ありません。

- 建築確認申請が必要な地域
 - ①西幸町、元町、旭町、大町、仲町、栄町の全地域
 - ②東幸町、東町、若富町、若葉町の一部地域
- 建築確認申請地域以外でも確認申請が必要な建物
 - ①倉庫 車庫などで100㎡以上
 - ②木造で3階建て以上、または延べ面積が500㎡以上
 - ③木造以外で2階建て以上、または延べ面積が500㎡以上

建築物の解体工事に必要な届出が必要

一定規模以上の建築物を解体する場合、建設リサイクル法による届出が必要ですが、この法律では分別解体・再資源化の実施や事前の届け出が義務付けられており、無届けで解体工事に着手したことが明らかになった場合、20万円以下の罰金が科せられますのでご注意ください。

- 届出対象工事
 - 床面積が80㎡以上の建築物の解体工事
- 届出の時期・届出先
 - 工事着手の7日前までに建設課建築係まで

建設課 (☎47-2118) 役場1階 窓口4番

個人情報の開示、その他の運用状況

■開示請求概要について

○地方債の起債条件等に関する文書
○平成28年度診療報酬明細書業務委託に関する文書
○公文書不存通知書を送付

■情報公開・個人情報保護審査会の意見を聴いて、実施機関が相当な理由があると認め住民基本台帳登録情報を利用した個人情報について

開基120年特別功労対象者リスト
避難行動要支援者名簿
高齢者ハイヤー・路線バス利用サービス等対象者リスト
高齢者を含む世帯名簿
高齢者夫婦世帯名簿
高齢者単身世帯名簿
誕生がん検診名簿
新たなステージに入った

たがん検診の総合支援事業対象者リスト
予防接種対象者名簿
シフトリア・破傷風Ⅱ期予防接種
予防接種対象者名簿
子宮頸がん予防ワクチン
予防接種対象者名簿
(成人用肺炎球菌予防ワクチン)
予防接種対象者名簿
(日本脳炎予防接種)
敬老祭対象者名簿
70歳以上単身者及び一方が70歳以上夫婦世帯名簿
温泉保養センターことぶき券対象者リスト
上下水道事業の世帯及び給排水人口の実態調査
子ども会安全会加入対象者名簿
平成29年成人式対象者名簿
高齢者世帯見回り用高齢者世帯名簿